

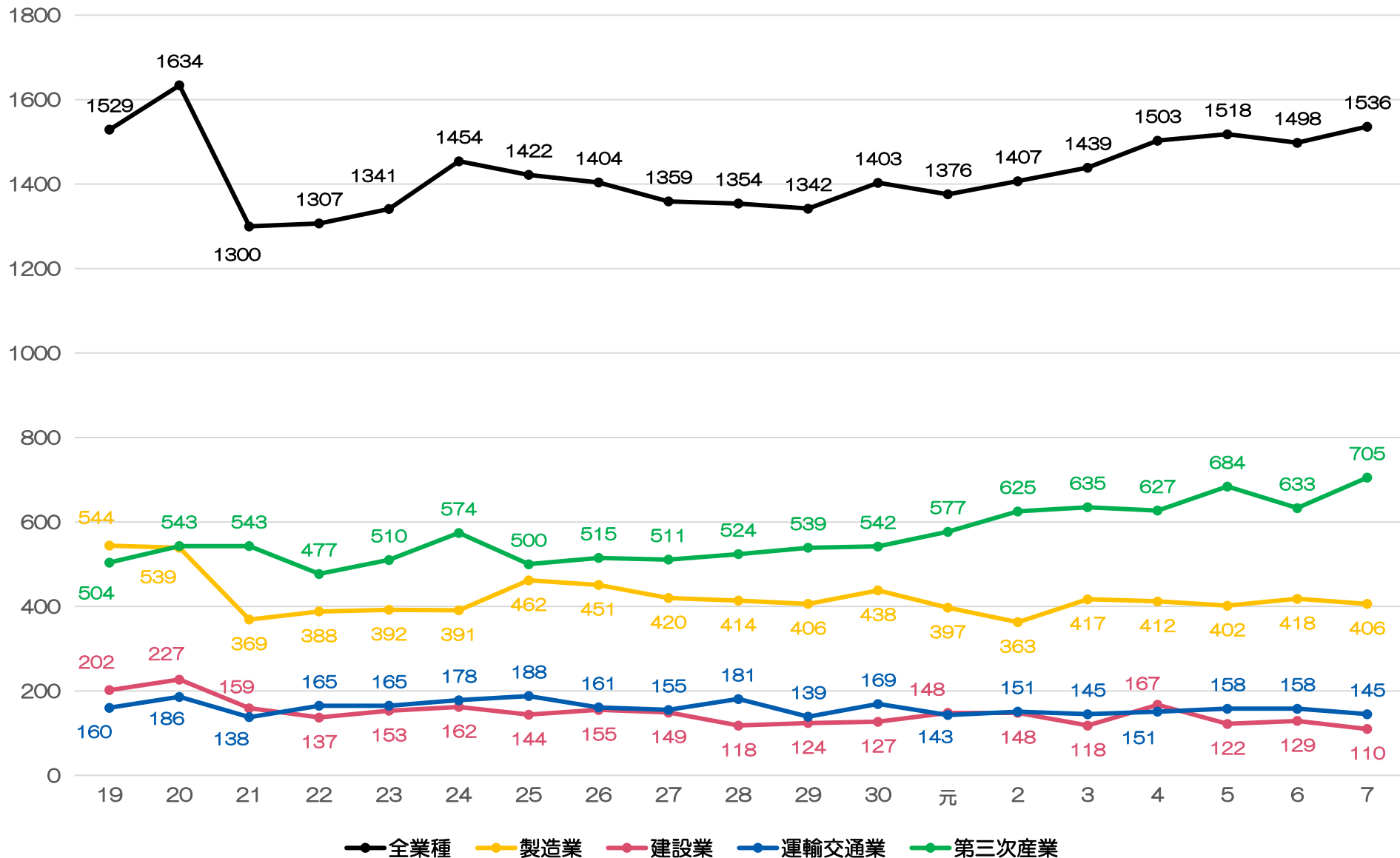
第三次産業における労働災害発生状況等について

滋賀労働局 彦根労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

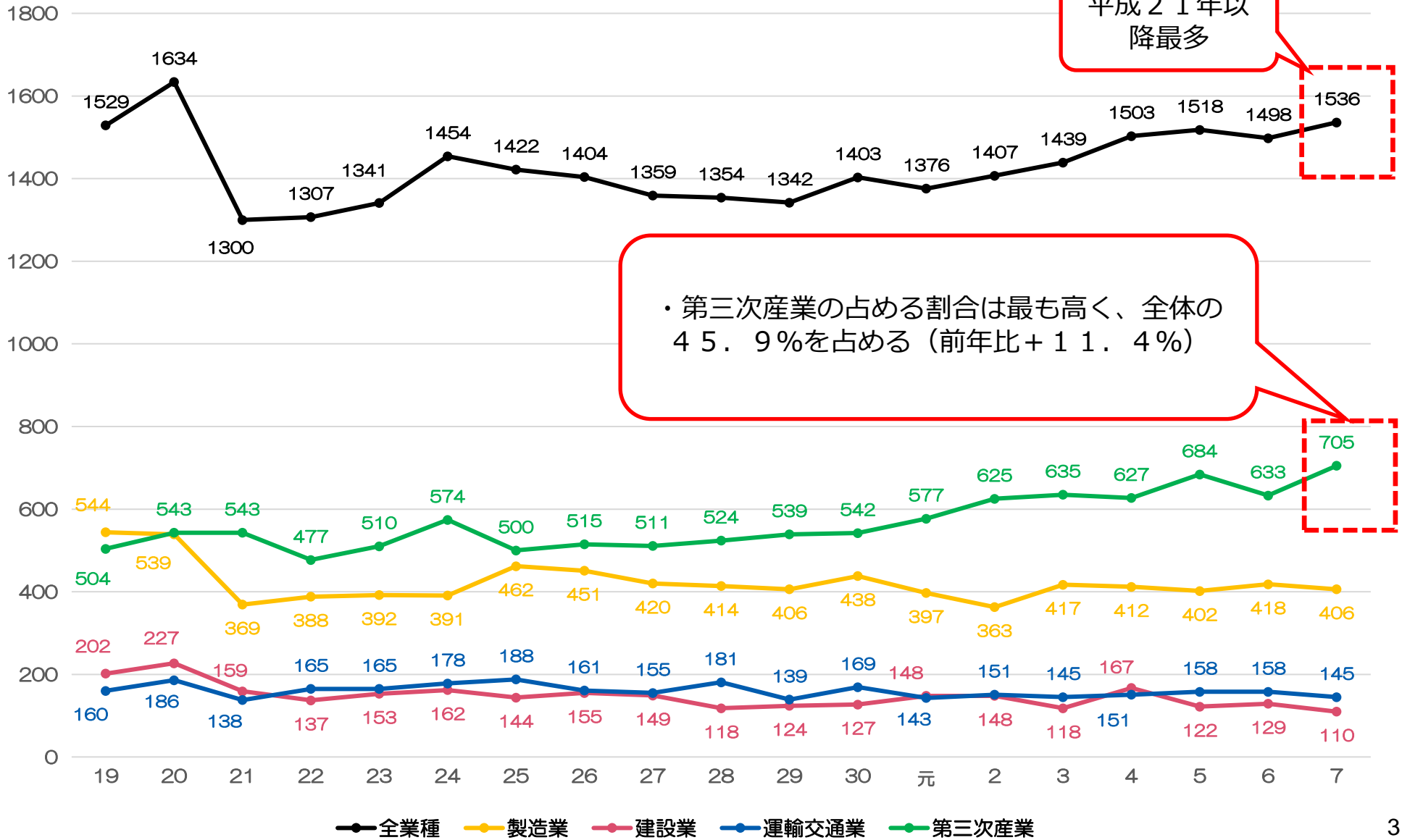
滋賀県の労働災害の推移（コロナ除く）（平成19年～令和7年 全産業）

休業4日以上死傷者数の推移

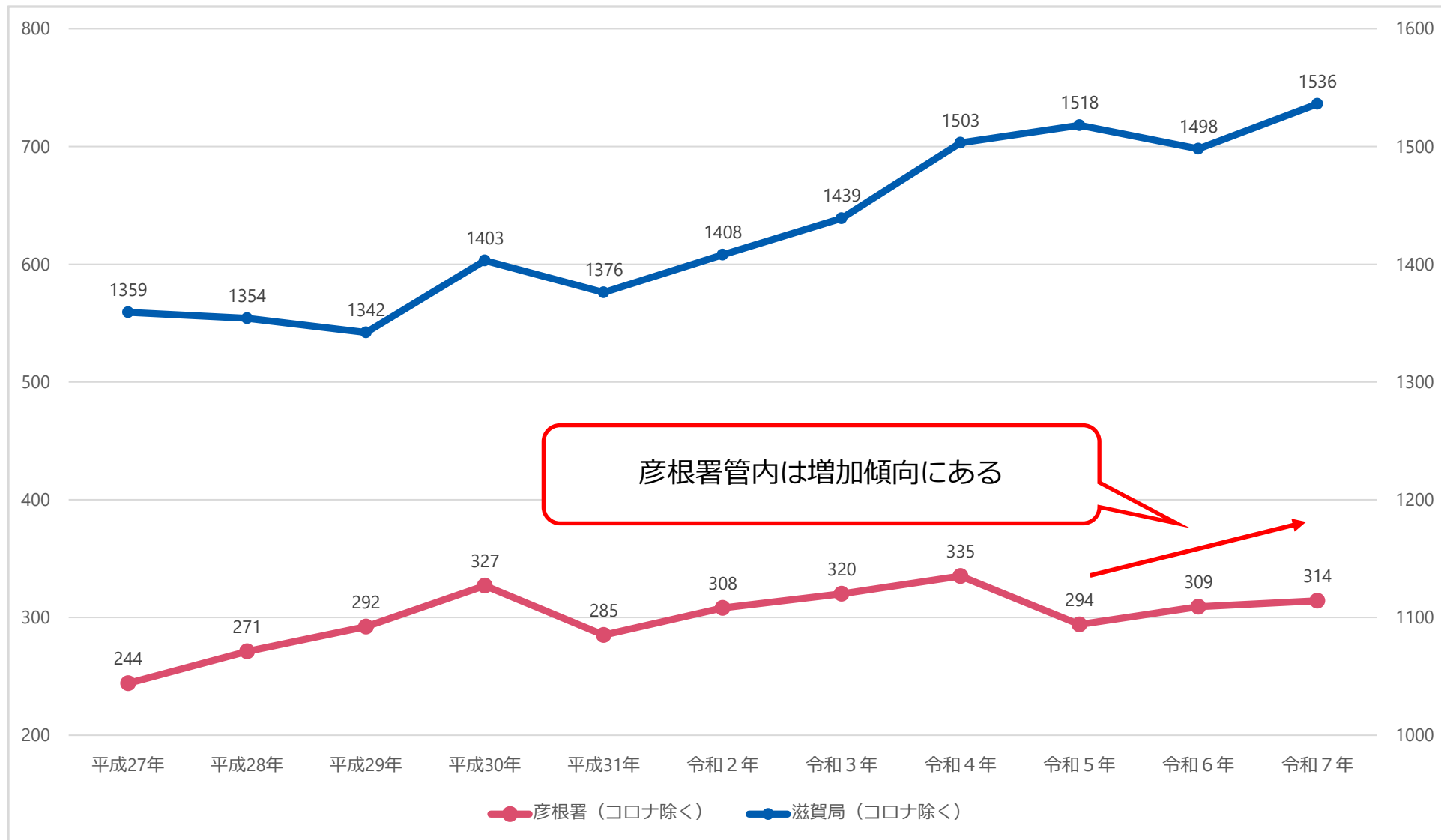


滋賀県の労働災害の推移（コロナ除く）（平成19年～令和7年 全産業）

休業4日以上死傷者数の推移



労働災害発生件数の推移（滋賀局管内及び彦根署管内・コロナ除く）



彦根署管内の全業種及び第三次産業の事故の型別労働災害発生状況 (令和6年、令和7年の対比(いずれもコロナ除く))

転倒災害が全業種で前年から約2倍増加し、労働災害全体の36%を占めている。

全業種	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
令和6年	31	56	23	20	50	14	66	49	309
令和7年	42	113	12	17	26	16	40	48	314
増減	+11	+57	-11	-3	-24	+2	-26	-1	+5

第三次産業	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
令和6年	11	36	11	4	7	3	32	20	124
令和7年	14	74	9	7	3	8	21	21	157
増減	+3	+38	-2	+3	-4	+5	-11	+1	+33

脚立やはしごを使用の際の墜落・転落災害が複数発生し、件数も増加している。

第三次産業の約47%が転倒災害となっている。

転倒災害防止対策について（チェックシートの活用）

まずは事業場での状況をチェックしてみましょう。

転倒災害防止のためのチェックシート

～職場の転倒の危険をチェックしてみましょう～

- | | | |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
(整理・整頓) | ⇒ | 通路、階段、出口などの歩行する場所には、物を放置しないようにしましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか (清掃・清潔) | ⇒ | 床面が水、氷、油、粉類等で汚れている場合には放置せず、すぐに取り除きましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 3 安全に移動できるように、十分な明るさ (照度) が確保されていますか | ⇒ | 移動中に物につまずかないよう、適切な明るさ (照度) を確保しましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 4 作業靴は作業に適したちょうど良いサイズのものを選び、定期的に点検していますか | ⇒ | 作業に適した靴を選んで着用し、靴底の擦り減りがないかなど、定期的に点検をするようにしましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 5 ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | ⇒ | 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有しましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促すステッカー (標識) をつけていますか | ⇒ | 転倒の危険性がある場所にはステッカー (標識) をつけて、注意喚起をしましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 7 ポケットに手を入れたまま歩いていませんか (安全な移動姿勢) | ⇒ | ポケットに手を入れて歩かないようにしましょう。
階段は手すりを使って昇降しましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 8 転倒災害を予防するための運動を取り入れていますか | ⇒ | ストレッチや体操などを適宜行って、転倒災害予防に努めましょう。また、日ごろの歩き方も見直してみましょう。 |
| <input type="checkbox"/> 9 転倒を予防するための教育を行っていますか | ⇒ | 転倒予防のための教育、研修を実施しましょう |

転倒災害防止対策の好事例集

彦根労働基準監督署管内では令和7年に休業4日以上
の労働災害が293件（※）発生しました。

転倒災害は293件のうち106件と約36%を占め、
事故の型別の分類で最も多く発生しており、業種に
関係なく発生する傾向にあることから、優先して
対策を講じる必要があります。

転倒災害の主要3要因は、「滑り」、「つまずき」、
「踏み外し」ですが、その他にも人や物と接触し
そうになって転倒するなど様々な発生状況が存
在します。

本事例集には、彦根労働基準監督署管内の事
業場における好取組を掲載しております。

転倒災害ゼロ職場の実現に向けて、本事例集
を参考に転倒災害防止対策を推進していただ
きますようお願いいたします。

（※）新型コロナウイルス感染症り患を除く。
令和8年1月末現在。



滋賀労働局 彦根労働基準監督署

本事例集に掲載する全ての写真、図、文章について、無断掲載や転用を禁止します。

R 8. 2

- 彦根労働基準監督署管内で転倒災害防止のための取り組みをされている事例を収集し、事例集として周知しているものです。
- 滋賀労働局のHPにも掲載されているため積極的な活用をお願いします。

詳しくはこちら



滋賀労働局 転倒災害 好事例集

検索

取り組み事例①

- 階段の通行ルールを表示して手すりの使用を勧奨している例



- 段差をスロープで養生し、トラテープを貼り付けている例



取り組み事例②

- 事務所出入口に防滑マットを敷いている例



- 段差箇所を黄色で目立たせ、注意喚起の表示を行っている例



取り組み事例③

- 出会い頭の衝突を防ぐためにミラーとセンサーを設置している例



- 通路のL字コーナーにミラーを設置している例



高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）について

令和8年4月1日から「高齢者の労働災害防止のための措置」が事業者の努力義務になったことに伴って策定された指針です。

～事業者が講ずべき措置～

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - ・経営トップによる方針表明及び体制整備 等
- 2 職場環境の改善
 - ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入 等
- 3 高齢者の健康や体力の状況の把握
 - ・健康状況や体力の状況の把握 等
- 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応
 - ・個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置 等
- 5 安全衛生教育
 - ・高齢者や管理監督者等に対する教育

詳しくはこちら（厚生労働省HP）



事業者の皆さまへ

エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

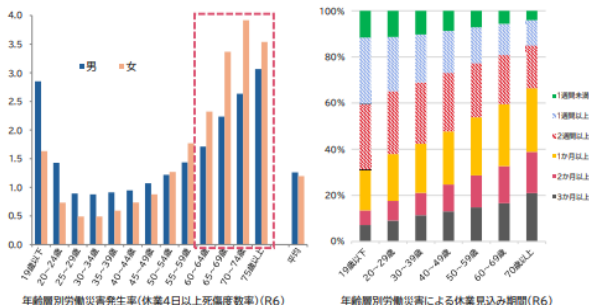
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

エイジフレンドリー補助金のご案内

高齢労働者の労働災害防止のための設備改善等の経費の一部を補助するものです。

中小企業事業者の皆さまへ 令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#)

補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)
ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)
【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・1年以上事業を実施していること
- ・役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者（60歳以上）**が常時1人以上就労していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。


第1段階	第2段階
A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施	B. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）
【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (B、Cの間接補助金額を含む) (消費税を除く)	【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。） 補助率：1/2 上限額：100万円 (A、Cの間接補助金額を含む) (消費税を除く)
※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です（その場合は第1段階の申請は不要です）。	第2段階 C. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組
第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までにとなっております。 ご注意ください。	【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。） 補助率：1/2 上限額：100万円 (A、Bの間接補助金額を含む) (消費税を除く)

II 熱中症対策コース 【補助率：1/2 上限額 100万円 (消費税を除く)】

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装置の導入に要する経費

III コラボヘルスコース 【補助率：3/4 上限額 30万円 (消費税を除く)】

【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

～補助金申請受付期間～

令和8年5月20日（水）～令和8年10月31日（土）

※予算額に達した場合には、受付期間の途中で申請受付を終了することがあります。

※HP上に掲載されているQ&Aもご確認ください

- 1 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）
- 2 熱中症対策コース
- 3 コラボヘルスコース

詳しくはこちら（厚生労働省HP）

